綾瀬市介護保険料滞納者に係る保険給付の制限等の取扱いに関する要綱 (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第66条、第67条、第68条及び第69条に規定する保険給付の制限に関し、介 護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)及び介護保 険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるも ののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 要介護認定等 法第27条の規定による要介護認定、法第28条の規定による 要介護更新認定、法第29条の規定による要介護状態区分の変更、法第32条の 規定による要支援認定、法第33条の規定による要支援更新認定又は法第33条 の2の規定による要支援状態区分の変更をいう。
  - (2) 要介護被保険者等 法第41条に規定する要介護被保険者又は法第53条に規定する居宅要支援被保険者をいう。
  - (3) 支払方法変更 法第66条の規定による保険料を滞納している第1号被保険者 に係る保険給付の支払方法変更の処分をいう。
  - (4) 一時差止 法第67条の規定による第1号被保険者である要介護被保険者等及 び法第68条の規定による医療保険各法の規定による保険料等に未納がある第2号被保険者である要介護被保険者等に係る保険給付の全部又は一部の支払いの一時差止の処分をいう。
  - (5) 給付額減額 法第69条の規定による、時効により生じた保険料徴収権消滅期間がある第1号被保険者である要介護被保険者等に係る保険給付額の減額の措置をいう。
  - (6) 納期限 綾瀬市介護保険条例(平成12年綾瀬市条例第14号。以下「条例」 という。)第5条に規定する納期限の最終日をいう。
  - (7) 滞納保険料 第1号被保険者に係る介護保険料(以下「保険料」という。)について、納期限を経過して未払いである保険料をいう。

(対象外の滞納保険料)

- 第3条 次に掲げる各号のいずれかに該当する保険料について、この要綱は対象としない。
  - (1) 法第200条の規定により、時効により消滅した保険料。
  - (2) 他の保険者に対して納付義務を負う保険料。
  - (3) 要介護被保険者等が連帯して納付義務を負う保険料。

(支払方法変更の対象となる被保険者)

- 第4条 支払方法変更の対象となる被保険者は、第1号被保険者である要介護被保険者等であって、認定有効期間の開始日において、納期限から省令第99条で定める期間を経過している滞納保険料がある者とする。ただし、介護保険料(分割)納付誓約書により計画的に納付されているものについてはこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第66条第2項の規定により、認定有効期間の開始 日において、前項に規定する省令で定める期間が経過しない場合においても、支払 方法変更の対象とすることができるものとする。

(支払方法変更に係る弁明の機会の付与)

- 第5条 市長は、前条に規定する支払方法変更の対象となる要介護認定被保険者等の要介護認定等に際し、当該認定の結果を通知する前に、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定により、介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)予告通知書(第1号様式。以下「予告通知書」という。)により予告し、弁明の機会を付与するものとする。
- 2 前項の通知を受けた要介護認定被保険者等が弁明を行うときは、市長に弁明書を 提出するものとする。ただし、弁明書の提出が困難であると市長が認めたときは、 口頭で行うことができる。
- 3 弁明書の提出は、特別な事由がある場合を除き、予告通知をした日の翌日から起 算して14日以内に行うものとする。

(支払方法変更に係る弁明の審査)

- 第6条 市長は、前条第2項の規定による弁明を受けたときは、支払方法変更の対象 とならない要件に該当するか否かについて弁明の審査を行うものとする。ただし、 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、支払方法変更の対象としない。
  - (1) 法第66条第1項に規定する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給を受けることができるとき。

- (2) 省令第98条各号に規定する医療に関する給付を受けることができるとき及び 省令第100条第3号に規定する被保険者が被保護者であるとき。
- (3) 次条及び第8条の規定に該当するとき。

(災害による損害)

- 第7条 政令第30条第1項の規定による支払方法の変更の対象とならない場合とは、次に掲げる各号のいずれかに該当するときとする。ただし、要介護被保険者等又は生計維持者の前年の合計所得金額(譲渡所得金額、一時所得の金額及び分離課税に係る退職所得の金額を除く。以下同じ。)が1,000万円を超えていないときとする。
  - (1) 弁明を行った日の属する月の前6月以内に受けた震災、風水害、落雷、火災 (放火を除く。) その他これらに類する災害により受けた損害であるとき。
  - (2) 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「生計維持者」という。)が専ら自己の居住の用に供する家屋又は家財その他財産(以下「家財等」という。)に損害を受けたとき。
  - (3) 著しい損害の程度は、当該災害により家財等に3分の1以上の損害があったときとする。判定は、現地調査及びり災証明書その他の災害状況を明らかにする書類により行う。

(生計維持者の死亡等による著しい収入の減少)

- 第8条 政令第30条第2号及び第3号に規定する収入が著しく減少したことを要件 とし支払方法変更の対象とならない場合とは、弁明を行った日の属する月の前6月 以内に、次に掲げる各号のいずれかに該当するときとする。
  - (1) 生計維持者が死亡又は生死不明となったとき。
  - (2) 生計維持者が心身喪失の状況にあるとき又は失明その他これに類する重大な障害を新たに受けたとき。
  - (3) 生計維持者が長期入院又は長期在宅療養が必要となったとき。
  - (4) 省令第100条第1号及び第2号の事由によるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、収入の減少率(前年の合計所得から支払方法変更 開始日の属する年の合計所得金額又はその見込額を控除した額を、前年の合計所 得金額で除して得た割合をいう。以下「減少率」という。)が100分の30以上 で、その世帯の当該年の平均月収額(生活保護法(昭和25年法律第144号)の

要否に用いられる収入認定額をいう。以下「平均月収額」という。)及び生活保護 法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)の例により算出した2級 地の1最低生活費(以下「最低生活費」という。)との割合(前年平均月収額と当 該年平均月収額との比較)が、当該年の平均月収額が最低生活費の金額の100分 の120以下の場合であって、市長が生活の困難な状況と認めたとき。

(支払方法変更の決定)

第9条 市長は、第6条、第7条又は第8条の規定による支払方法変更の対象とならない要件に該当する場合を除き、弁明書の提出期限経過後に、支払方法変更の決定を行うものとする。この場合において、要介護認定等の結果通知と併せて介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)通知書(第2号様式。以下「変更通知書」という。)により通知するとともに、被保険者証に支払方法変更の処分内容を記載するものとする。

(支払方法変更の始期)

第10条 支払方法変更の始期は、支払方法変更の処分内容が決定した日の属する月の翌月の1日からとする。

(支払方法変更の解除)

- 第11条 市長は、支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が、次に掲げる各号のいずれかに該当し、支払方法変更(保険給付差止)終了申請書(第3号様式。以下「終了申請書」という。)及び被保険者証の提出があった場合は、支払方法の変更を解除し、支払方法変更解除通知書(第4号様式)により通知するとともに、被保険者証から記載を削除するものとする。
  - (1) 滞納保険料額の2分の1以上の額を納付したとき。
  - (2) 省令第99条で定める期間を経過した後の滞納保険料の2分の1以上を納付したとき。
  - (3) 第6条、第7条又は第8条に規定する審査基準により、支払方法変更の対象とならない場合に該当したとき。

(支払方法変更の解除の始期)

第12条 支払方法変更の解除の始期は、解除が決定した日の属する月の初日(解除 の始期が支払方法変更の始期より前になる場合にあっては、解除が決定した日)と する。

- (一時差止の対象となる被保険者)
- 第13条 一時差止の対象となる被保険者は、第4条に規定する支払方法変更の対象となる要介護被保険者等とし、予告通知書、変更通知書及び被保険者証に支払方法変更の記載をしてもなお、省令第103条で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない者とする。
- 2 法第67条第2項の規定により、前項に規定する省令で定める期間が経過しない場合においても、一時差止の要介護被保険者等とすることができるものとする。 (一時差止の通知)
- 第14条 市長は、前条の規定により一時差止を行う場合は、介護保険給付の支払一時差止通知書(第5号様式)により通知するものとする。
  - (一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料額の控除)
- 第15条 市長は、法第67条第3項の規定により、前条に規定する通知をしてもなお、滞納保険料が納付されないときは、省令第106条に規定する介護保険滞納保険料控除通知書(第6号様式)を当該要介護被保険者等に通知し、保険給付額から滞納保険料額を控除するものとする。

(医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する一時差止)

第16条 市長は、第2号被保険者である要介護被保険者等で、医療保険各法の規定による保険料等に未納がある場合には、医療保険者からの書面による依頼により、介護保険給付の支払一時差止等予告通知書(第7号様式)によって、当該要介護被保険者等に予告し、一時差止の要介護被保険者等とすることができる。

(医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する一時差止に係る弁明の機会の付与等)

- 第17条 前条の通知を受けた要介護被保険者等が弁明を行うときは、市長に弁明書を提出するものとする。ただし、弁明書の提出が困難であると市長が認めたときは、 口頭で行うことができる。
- 2 弁明書の提出は、原則として、前条の規定による予告通知をした日の翌日から起 算して14日以内に行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による弁明を受けたときは、一時差止の対象とならない要件に該当するか否かについて審査を行うものとする。この場合において、医療保険者から書面により、当該要介護被保険者等に対する一時差止を解除する旨の依頼が

あった場合のほか、法第68条第2項の規定により、当該医療保険者に未納医療保 険料の納付の状況等を確認し、第6条の規定により審査するものとする。

(医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する一時差止の決定)

第18条 市長は、前条の規定により一時差止の対象とならない要件に該当する場合 を除き、弁明書の提出期限経過後に、介護保険給付の支払一時差止等処分通知書 (第8号様式)及び被保険者証に一時差止の記載をするものとする。

(一時差止の始期)

第19条 一時差止の始期は、一時差止の処分内容が決定した日の属する月の翌月の 1日からとする。

(一時差止の解除)

- 第20条 市長は、第11条各号のいずれかに該当することとなった一時差止の要介 護被保険者等から終了申請書及び被保険者証の提出を受けたときは、一時差止を解 除するものとする。この場合において、第11条第2号中「省令第99条」とある のは、「省令第103条」と読み替えるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により一時差止の対象とならないと認めた場合は、介護保険 給付の支払一時差止等解除通知書(第9号様式)を通知し、被保険者証から記載を 削除するものとする。

(一時差止解除の始期)

- 第21条 一時差止の解除の始期は、解除が決定した日の属する月の初日(解除の始期が一時差止解除の始期より前になる場合にあっては、解除が決定した日)とする。 (給付額減額の対象となる被保険者)
- 第22条 法第69条第1項に規定する給付額減額の対象となる被保険者は、政令第 33条に規定する保険料徴収権消滅期間がある要介護被保険者等とする。

(給付額減額の審査)

- 第23条 市長は、前条に規定する給付額減額を受けている要介護被保険者等が政令 第35条に規定する特別の事情について、給付額減額の対象とならない要件に該当 するか否かについて審査を行うものとする。
- 2 給付額減額の対象とならない場合とは、次に掲げる各号のいずれかに該当すると きとする。
  - (1) 省令第113条第3号に規定する被保険者が被保護者であるとき。

- (2) 省令第113条第4号に規定する被保険者が要保護者であって給付額減額を受けないとした場合の保護を要しないとき。
- (3) 第7条又は第8条の規定に該当するとき。
- 3 前項の審査の結果、給付額減額の対象とならない要件に該当する場合は、給付額 減額の解除及び被保険者証の記載削除を行うものとする。

(給付額減額の決定)

第24条 市長は、前条の規定により給付額減額の対象とならない要件に該当する場合を除き、給付額減額の決定を行うものとする。この場合において、要介護認定等の結果通知と併せて介護保険給付額減額通知書(第10号様式)により通知するとともに、被保険者証に給付額減額の記載をするものとする。

(給付額減額の始期)

第25条 給付額減額の始期は、要介護認定等の認定日の属する月の翌月の1日から とする。

(給付額減額の解除の始期)

- 第26条 給付額減額の解除の始期は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、解除の始期が給付額減額の始期より前になる場合にあっては、解除の決定した日とする。
  - (1) 第23条第2項第1号に該当する者については、生活保護が開始された日の属 する月の初日
  - (2) 第23条第2項第2号に該当する者については、境界層措置が適用された日の 属する月の初日
  - (3) 第23条第2項第3号に該当する者については、解除が決定した日の属する月 の初日

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、保険給付の制限に関し必要な事項は、市長 が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

₹			
			様

年 月 日

綾瀬市長 印

## 介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)予告通知書

被保険者氏名	被保険者番号									
--------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

あなたは要介護 (更新) 認定・要支援 (更新) 申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり滞納となっています。

介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も保険料滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づく保険給付の償還払い化の措置(支払方法変更)をとることになりますので予告します。

「保険給付の償還払い(支払方法変更)」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収書を添付して保険者負担分(費用の9割又は8割)を保険者に対して請求する制度です。なお、特別な事情により一括納付が困難な場合などは、相談してください。

#### 【保険料滞納の状況】

	年度保険	<b>食料</b>	年度保険料			年度保険料			
期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額	
4月			4月			4月			
5月			5月			5月			
6月			6月			6月			
7月			7月			7月			
8月			8月			8月			
9月			9月			9月			
10 月			10月			10月			
11月			11月			11月			
12 月			12月			12月			
1月			1月			1月			
2月	_		2月			2月			
3月	_		3月			3月			
計			計	_		計			

※上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出て ください。

問い合わせ先 綾瀬市役所

綾瀬市早川550番地 TEL 0467 (77) 1111

### 弁明の機会を付与する通知

この通知内容について異議がある場合には、弁明をすることができますので、下記の提出期限までに 別紙弁明書を提出して下さい。

弁明書提出先 綾瀬市役所

綾瀬市早川550番地 TEL 0467 (77) 1111

弁明書提出期限 年 月 日

Ŧ		
		様

年 月 日

綾瀬市長印

介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)通知書

_							
	被保険者氏名	被保険者番号					

「介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)予告通知書」において既に通知していますが、未だ下記の介護保険料が滞納となっていますので、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づき、 年 月日以降にあなたが利用する介護サービスについて保険給付の支払方法を変更し、保険給付を償還払いとすることに決定しましたので通知します。

なお、支払方法変更の記載を行いますので、被保険者証を提出してください。

提出先 綾瀬市役所

提出期限

年 月 日

また、滞納保険料額が著しく減少した場合、災害その他特別な事情があると認められた場合にはこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、速やかに申し出てください。

#### 【保険料滞納の状況】

	年度保险	<b>食料</b>		年度保险	<b>食料</b>		年度保	険料
期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額
4月			4月			4月		
5月			5月			5月		
6月			6月			6月		
7月			7月			7月		
8月			8月			8月		
9月			9月			9月		
10月			10月			10月		
11月			11月			11月		
12月			12月			12月		
1月			1月			1月		
2月			2月			2月		
3月			3月			3月		
計			計			計		

※上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出て ください。

問い合わせ先 綾瀬市役所

綾瀬市早川550番地 TEL 0467 (77) 1111

### 審査請求

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県介護保険審査会( $\mp231$ -8588 横浜市中区日本大通1)に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として(訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。)、提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

# 支払方法変更(保険給付差止)終了申請書

## (宛先) 綾瀬市長

次	のとおり支払方法変更	更終了の申請をします。	弁 明 日	年 月 日
申	氏 名		本人との関係	
申請者	住所			
	被保険者番号			
被	個 人 番 号		] ] 生 年 月 日	年 月 日
保	フリガナ			
被保険者	氏 名			
	住所			

弁明の理由				
(該当するものにレ印をつけてください	v)			
□公費負担医療を受給している(公費負担	旦医療の種類:			
□ 被保険者又は被保険者の属する世帯の 損害を受けた	主たる生計維持者が、	災害によ	り財産に著しい	
(世帯の主たる生計維持者の個人番号	:		_) ※世帯の主たる生計維持者が被保険者の場合は不要	
□ 被保険者の属する世帯の主たる生計維 より、その者の収入が著しく減少した				
(世帯の主たる生計維持者の個人番号	:		_) ※世帯の主たる生計維持者が被保険者の場合は不要	
□ 被保険者の属する世帯の主たる生計維 おける著しい損失、失業等により著しく		スは業務の	)休廃止、事業に	
		)	※世帯の主たる生計維持者が被保険者の場合は不要	
□ 被保険者の属する世帯の主たる生計維 農作物の不作、不良、その他これに類す。			凍霜害等による	
(世帯の主たる生計維持者の個人番号:		)	※世帯の主たる生計維持者が被保険者の場合は不要	
□ 生活保護を受給することとなった				
□ 滞納している保険料を全額納付した	(納付年月日: 年	三月	日)	
□ 滞納している保険料の一部を納付した	(納付年月日: 年	三月	日)	

_	年 月 日
	綾瀬市長
様	

## 支払方法変更解除通知書

介護保険給付の支払方法変更(償還払い化)について、次のとおり決定しましたので通知します。 なお、終了が承認された場合は被保険者証から一時差止処分の記載を削除しますので、被保険者証を下記 に提出してください。

終	了 申	請	年月	日	
決	定	年	月	日	
決	定		事	項	
終	了	年	月	П	
理				田	

問い合わせ先 綾瀬市役所

綾瀬市早川550番地 TEL 0467 (77) 1111

#### 審査請求

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県介護保険審査会(〒231-8588 横浜市中区日本大通1)に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として(訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。)、提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

₹			
			茯
			様

年 月 日

綾瀬市長印

### 介護保険給付の支払一時差止通知書

年 月 日にあなたは、保険給付の償還払いの申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり滞納となっています。

介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、保険給付の支払の一時差止の措置が定められています。

したがって、下記の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第67条第1項・第2項の規定に基づき、保険給付の支払の一時差止を行うことに決定いたしましたので、通知します。

「保険給付の支払の一時差止」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、償還払いの対象となる金額の全部または一部について支払の一時差止めを行うものです。

期 日 年 月 日

なお、今回給付の支払の一時差止の対象となる介護サービス及び金額は、次のとおりです。

差止めの対象となる

介護サービス :

一段ノーこへ

差止めの対象となる給付額 :

円

なおこの通知により、保険給付の支払いの一時差止が行われた場合でも、災害その他特別な事情があると 認められた場合にはこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方はすみやかに被保険者 証を添えて申し出てください。

#### 【保険料滞納の状況】

	年度保険料			年度保険料			年度保	<b>以</b> 除料
期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額	期別	保険料額	うち滞納額
4月			4月			4月		
5月			5月			5月		
6月			6月			6月		
7月			7月			7月		
8月			8月			8月		
9月			9月			9月		
10月			10月			10月		
11月			11月			11月		
12月			12月			12月		
1月			1月			1月		
2月			2月			2月		
3月			3月			3月		
計			計			計		

※上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

問い合わせ先 綾瀬市役所

綾瀬市早川550番地

TEL 0467 (77) 1111

#### 審杳請求

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県介護保険審査会(〒231-8588 横浜市中区日本大通1)に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として(訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。)、提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

_	年 月	日
T	綾瀬市長	印
様		

#### 介護保険滯納保険料控除通知書

IXWIX 124 1
-------------

あなたの保険給付について一時差止めを行い、その後も納付をお願いしていたところですが、未だに介護保険料が納付されていません。

保険料が滞納のままですと、制度の運営に重大な支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、 一時差止めの対象となっている介護給付費から滞納保険料を控除する措置が定められています。

したがって、介護保険法第67条第3項の規定に基づき、下記のとおり、あなたの、一時差止め対象となっている保険給付から保険料を控除することに決定しましたので、通知します。

なお、被保険者証の支払方法の変更の記載を削除しますので、下記の期日までに被保険者証と印鑑を持 参してください。

- 〇 期 日 年 月 日
- 場 所 綾瀬市役所

### 【一時差止めの給付費の内容(A)】

#### 【控除保険料額(B)】

利用日	サービスの種類	給付額(円)		年度	期別	保険料額	納期限
			_				
			_				
			_				
			H				
			-				
			-				
			F				
			f				
	合 計			合	計		

滞納保険料の控除後の保険給付支給額(A-B)	
備約休映科の控除後の休映稲刊文稲額(A-B)	

※なお、滞納保険料控除後の保険給付費支給額に記載がある場合は、指定金融機関等の通帳を持参してください。

問い合わせ先 綾瀬市役所

綾瀬市早川550番地 TEL 0467 (77) 1111

=	年
'	綾瀬市長
ia.	
様	

日

印

## 介護保険給付の支払一時差止等予告通知書

被保険者氏名	被保険者番号										
--------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

あなたは要介護(更新)認定・要支援(更新)申請をしましたが、あなたの医療保険料等は下記のとおり 滞納となっています。

医療保険料等が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も医療保険料等の滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第68条第1項の規定に基づき、保険給付の償還払い化の措置(支払方法変更)及び保険給付の一時差止の措置をとることになりますので予告します。

「保険給付の支払の償還払い(支払方法変更)」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分(費用の9割又は8割)を保険者に対して請求する制度です。

「保険給付の支払の一時差止」とは、償還払い化された保険給付について、償還払いの申請があった場合、医療保険料等の滞納の状況に応じて、償還払いの対象となる金額の全部または一部について、支払の一時差止めを行うものです。

医療保険料等の滞納状況

医療保険の加入期間 年 月 日から 年 月 日まで

	左帝原			<b>左</b>	· 房伊   除火  佐		<b>左</b>	
期別	医療保険料等額	医療保険料等	期別	医療保険料等額	医療保険料等 うち未納医療	期別	医療保険料等額	医療保険料等
791/3 1		保険料等の額	791/31		保険料等の額	791/34	E SKIPIOTI II	保険料等の額
計			計			計		

※上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

## 弁明の機会を付与する通知

この通知内容について異議がある場合には、弁明をすることができますので、下記の提出期限までに別紙弁 明書を提出してください。

弁明書提出先 綾瀬市役所

綾瀬市早川550番地 TEL 0467 (77) 1111

弁明書提出期限 4

年 月 |

_	年 月	目
T	綾瀬市長	印
مدا		
様		

### 介護保険給付の支払一時差止等処分通知書

被保険者氏名		被保険者番号										
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「介護保険給付の一時差止予告通知書」を送付しましたが、未だ下記の医療保険料等が滞納となっておりますので、介護保険法第68条第1項の規定に基づき、 年 月 日 以降にあなたが利用する介護サービスについて、「保険給付の支払方法変更(償還払い化)及び保険給付の一時差止」の措置をとることに決定いたしましたので、通知します。

なお、保険給付差止めの記載を行いますので、被保険者証を提出してください。

提出先

提出期限

また、この通知により保険給付の支払方法変更(償還払い化)及び保険給付の支払の一時差止の措置がとられた場合でも災害その他特別な事情等があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当する方は速やかに被保険者証を添えて申し出てください。

#### 医療保険料等の滞納状況

	イザック作権が代化		•			•				
	年度医療保険料等	学	年度医療保険料等 年度医療			年度医療保険料等	療保険料等			
期別	医療保険料等額	うち未納医療 保険料等の額	期別	医療保険料等額	うち未納医療 保険料等の額	期別	医療保険料等額	うち未納医療 保険料等の額		
<b>⇒</b> 1			<b>⇒</b> 1			<b>⇒</b> 1				
計			計			計				

※上記は 年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出て ください。

問い合わせ先 綾瀬市役所

綾瀬市早川550番地 TEL 0467 (77) 1111

#### 審查請求

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県介護保険審査会(〒231-8588 横浜市中区日本大通1)に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として(訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。)、提起することができます。

- (1) 審査請求があった目から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

_	年 月 日
Т	綾瀬市長印
様	

### 介護保険給付の支払一時差止等解除通知書

被保険者氏名	被保険者番号										
--------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

介護保険給付の支払一時差止等処分通知書について、次のとおり決定しましたので通知します。 なお、終了が承認された場合は被保険者証から一時差止処分の記載を削除しますので、被保険者証を下記 に提出してください。

終了	申請年月	日	
決	定年月	日	
決	定事	項	
終	了 年 月	日	
理		由	

問い合わせ先 綾瀬市役所

綾瀬市早川550番地 TEL 0467 (77) 1111

#### 審査請求

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県介護保険審査会( $\mp231-8588$  横浜市中区日本大通1)に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として(訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。)、提起することができます。

- (1) 審査請求があった目から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

=	年月
	綾瀬市長
<b>†</b>	er e

## 介護保険給付額減額通知書

日

囙

被保険者氏名		被保険者番号										
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日にあなたは、要介護(更新)認定・要支援(更新)認定・要介護状態区分の変更・要支援状態区分の変更申請をされましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり未納となっており、すでに保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、遡って納めていただくことができません。

保険料未納の方に対し、通常の保険給付を行うことは、被保険者間の公平を損なうことから、介護保険 法第69条第1項の規定により、下記期間につき保険給付額の減額及び高額介護(介護予防)サービス費、 高額医療合算介護(介護予防)サービス費、特定入所者介護(介護予防)サービス費、特例特定入所者介 護(介護予防)サービス費の支給を行わないことに決定しましたので通知します。なお、居宅介護(介護 予防)サービス計画費については、減額の対象となりません。

また、災害及びその他の特別の事情等が発生した場合には、給付額減額等の措置の対象外となりますので速やかに届け出をしてください。

給付	額減額の措置を行う期間	年	月	日 ~	年	月	日					
給付額減額措置の算定根拠												
給付額減額期間=保険料徴収権消滅期間× 保険料徴収権消滅期間+保険料納付済期間 2 徴収権消滅期間: (未納・時効消滅額/年賦課額) + (未納・時効消滅額/年賦課額) +・・=年												
納作	け済期間 : (納付済額/ 年度	/年賦課額)+(納 未納・時効剂		年賦課額)	+・・・・ 納 付		=年	年 賦	課額			

問い合わせ先 綾瀬市役所

綾瀬市早川550番地 TEL 0467 (77) 1111

### 審査請求

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県介護保険審査会(〒231-8588 横浜市中区日本大通1)に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として(訴訟において綾瀬市を代表する者は綾瀬市長となります。)、提起することができます。

- (1) 審査請求があった目から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。